

令和6年4月11日

羽咋市立学校 保護者各位

羽咋市教育委員会

貸与タブレット端末が故障・破損した場合の修繕費について

本市では、令和3年1月に、一人に1台のタブレット端末を貸与してから3年3か月が経過しようとしておりますが、この間、ルールを守らない使い方によって端末が故障・破損した事案が数多く発生しております。

この端末は、児童・生徒が自分用の端末として中学校卒業まで、又は転校するまで市が貸与するものです。このため、貸与している端末に故障・破損が発生した場合は、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。また、大切に使うように、ご指導ください。

記

1. 故障・破損・紛失した場合の対応について

(1) 連絡先

家庭や通学途中での故障・破損等の際は、速やかに所属の学校へ連絡ください。

(2) 修理費用

ご家庭や通学時の破損・紛失の場合は、原則、修理費の全額をお支払いいただきますので、タブレット端末は丁寧に扱うよう、指導をお願いします。また、学校の教育活動中であっても、ルールを守らない使い方によって端末が故障・破損した場合は、修理費の半額をお支払いいただきます。(参考：買い替えが必要な場合は、約2万円程度)

(3) 個人賠償責任補償保険の加入について(推奨)

保護者の負担に備えて、個人賠償責任補償保険への加入をお勧めします。保険への加入は任意ですが、「石川県PTA連合会小中学生総合保障制度」等の保険には、貸与物等についての補償があります。詳しくは、HP等でご確認ください。また、すでに加入している火災保険や自動車保険、クレジットカード等に特約等で個人賠償責任補償が附帯されている場合もありますので、保険会社等にご確認ください。なお、故意による破損については、保険が適用されません。

2. 安全性(セキュリティ)について

インターネット上の不適切なサイトへのアクセスを制限するため、フィルタリングの設定及び夜10時から翌朝6時までの利用制限を行っています。ご家庭でもインターネット利用のルールやモラルについてご指導ください。

問い合わせ：羽咋市教育委員会 学校教育課 電話 0767-22-7131